

“可能性への挑戦”

金田会計事務所通信

【 大人という意味 】

古代ギリシャのアテネでは今から約二千五百年も前に当時では画期的な政治形態の民主主義(デモクラティア)システムが誕生しました。その民主主義の完成者であり、指導者として君臨したペリクレスのもと、空前の繁栄を手にしたのです。しかし、彼の死後、大衆に迎合した衆愚政治に陥り、やがて衰退することとなりました。現在、ギリシャ危機はユーロ圏のみならず、世界経済にも大きな影響を及ぼしていますから過去の栄光は見る影もないようです。

どんな素晴らしいシステムを導入しても、それを実現してゆくリーダーの存在がなければ機能しません。逆に、混乱や失敗の原因にすらなり得ます。愚かなトップにより危機に陥るのは政治の世界だけでなく、企業経営も同じであるため、経営者は気を引き締め、心休まることはありません。

時代は「**大人な人**」を求めています。「大人な人」というと「自分のことばかりではなく、他に対しても考え、大いなる理想を掲げて物事に取り組み、願った成果を生み出す責任を持った逃げない人」を意味しています。逆に、自分のことしか考えず、先のことは頭がないその場限りの対応しかできない人はまさしく子供です。無邪気な子供たちの言動がまさにそうです。昨今、このまま続ければどんな結果になるのかは普通なら明らかである数多くの違法なケースが世間を賑わしていますが、その当事者はまさしく「子供」なのです。単なる希望的観測による甘い計画で自画自賛し、他人まかせな人がリーダーであるならばその組織は悲惨というしかありません。今の時代はそれを許す余裕を与えていません。

人は年齢に関係なく、その立場や環境の中で「大人」になってゆかなければなりません。急に人間の中身が変わったかのように思える人もいれば、何年立っても変わらない人もいます。誰もが成長してゆかなければならないのです。自分の言動は「大人」なのか、はたまた「子供」なのか、後から思い出すと赤面してしまうこともあります。厳しい環境であるからこそ「大人な人」と呼ばれるように成長してゆきたい、自分はまだまだだなあと考えるこのごろです。

平成24年度税制改正 及び税と社会保障一体改革の行方は!!



昨年、「平成 24 年度税制改正大綱」が閣議決定されました。目新しい内容が少ないのですが、それ以上に注目されているのが、消費税の引き上げを含む「税と社会保障の一体改革案」です。昨年に引き続き、税制改正案が年度内に国会により成立するかどうかの不安はありますが、前回の積み残しが多く含まれる平成 24 年度税制大綱のポイントを掲載するとともに、「一体改革案」の中身も少し触れていきたいと思ひます。

※平成24年度税制案



【給与所得控除の見直し】(増税、減税)

- ① 給与収入金額が **1,500 万円を超える** 場合の **給与所得控除額は 245 万円** を上限とします。
- ② 特定支出控除の範囲を拡大し、**資格取得費**(弁護士等の資格取得費も追加)と**勤務必要経費**(65 万円を上限)との合計額が次の区分に応じそれぞれの金額を**確定申告により給与収入から控除できる**こととなります。
 - (ア) 給与収入金額が 1,500 万円以下の場合:**給与所得控除額の 1/2 を超える場合は、その特定支出額と給与所得控除額の 1/2 とを合計した金額**
 - (イ) 給与収入金額が 1,500 万円超の場合:125 万円を超える場合はその**特定支出額と 120 万円**

これらは平成 25 年分の所得税及び平成 26 年度分の住民税から適用されます。



【退職所得課税の見直し】(増税)

役員等としての勤務年数が **5 年以下の者**の退職所得の計算については、**退職所得控除額を控除した残額の 2 分の 1 とする措置を廃止**する(平成 25 年度から適用)。これにより、短期間に退職を繰り返し、退職金を受取る役員等への課税を強めます。





【住宅取得資金の贈与の非課税】(減税)

直系尊属からの住宅資金の贈与の非課税枠を最大 1,500 万円(現行 1,000 万円)に拡充し、適用期限も3年間(26年12月31日まで)延長されました。非課税限度額は次の通りです。

① 省エネルギー性・耐震性を備えた住宅用家屋の取得

- ・平成 24 年中の贈与・・・1,500 万円
- ・平成 25 年中の贈与・・・1,200 万円
- ・平成 26 年中の贈与・・・1,000 万円

② 上記以外の住宅用家屋の取得

- ・平成 24 年中の贈与・・・1,000 万円
- ・平成 25 年中の贈与・・・700 万円
- ・平成 26 年中の贈与・・・500 万円



【居住用財産の買換え特例の延長】

居住用財産の買換え・交換の場合の長期譲渡所得の特例については、譲渡対価の金額を1億5千万円(現行2億円)以下に引き下げ、平成26年12月31日までの2年間に延長する。特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除も2年間延長する。



【その他の関連税制】

- ☆交際費の損金不算入制度の適用期限を2年延長(中小企業の損金算入特例も2年延長)
- ☆中小企業者の少額減価償却資産の取得価額(30万円未満)の損金算入の特例を2年延長
- ☆研究開発税制の上乗せ特例である増加型・高水準型の措置の適用期限を2年延長
- ☆5,000万円を超える**国外財産を保有する個人**に対し、その保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度の創設(平成26年1月1日以降)



【消費税の税率引き上げ】(増税)

- ① 平成 26 年 4 月 1 日から消費税率を 8% (国税 6.3%、地方税 1.7%) とする。
- ② 平成 27 年 10 月 1 日から消費税率を 10% (国税 7.8%、地方税 2.2%) とする。

また、事業者免税制度と簡易課税制度の見直しも行うこととしています。



【個人所得税の最高税率引き上げ】(増税)

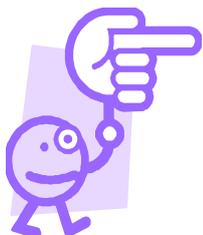
現行の最高税率 40% (課税所得 1,800 万円超) を **45% (課税所得 5,000 万円超) の税率** を設定。平成 27 年度の所得税から適用する。

【相続税の基礎控除・税率等の見直し】(増税)

- ① **相続税の基礎控除額** を (5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数) から **(3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数)** へと縮小。

- ② 相続税の税率見直し(以下)

《現行》		《改正》	
3 億円以下	40%	2 億円以下	40%
		3 億円以下	45%
		6 億円以下	50%
3 億円超	50%	6 億円超	55%



その他震災関連の改正等も数多くありますが、個別のものについてはお問い合わせください。しかし国会審議の行方も不明のため、ここに挙げた内容のまま法制化されるかは定かではありません。変更内容については随時お知らせします。なお、必要に応じてわかりやすい表現にしています。